

地方公務員等共済組合法施行令（抄）

（昭和三十七年政令第三百五十二号）

内閣は、地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）及び地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するため、この政令を制定する。

附 則（抄）

（沖縄の組合員期間を有する者に係る長期給付に関する経過措置）

第七十二条の二 （略）

- 3 施行法第七十九条第一号に規定する政令で定める期間は、沖縄の共済会の特殊組合員としての期間のうち沖縄の立法院議員（群島議会議員を含む。）であつた期間以外の期間とする。

附 則

（平成元年十二月二十八日政令第三百五十四号）（抄）

（施行期日等）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（略）

（地方議会議員共済会の年金の額の改定）

第五条 地方議会議員（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第十二号。

以下「法」という。）第百五十一条第一項に規定する地方議会議員をいう。以下この項において同じ。）であつた者に係る法第十一章の規定による退職年金、公務傷病年金及び遺族年金のうち昭和六十三年五月三十一日以前の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下この項において同じ。）に係る年金については、平成元年四月分以後、その額を、その者が引き続き昭和六十三年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体（当該地方公共 団体が廃置分合により消滅した場合にあっては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体）に地方議会議員として在職していたとしたならば同年六月分として受け

ることとなる地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）附則第二条第一項の規定による改正前の法第百六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬の額（以下この項において「報酬額」という。）に係る標準報酬月額（同日において適用されていた法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額をいい、当該標準報酬月額が、その者の当該退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬額（当該地方公共団体が同日後に廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合にあっては、当該地方公共団体が新たに設置された日以後最初に定められた当該地方公共団体の報酬額とし、その額が昭和三十七年十二月一日において当該地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の報酬額のうち最も多い額を超えるときは、当該最も多い額とする。）に係る標準報酬月額（その額が、同項第一号に規定する都道府県議会議員共済会、同項第二号に規定する市議会議員共済会又は同項第三号に規定する町村議会議員共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とし、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。以下この項において「施行法」という。）第百四条第二項の規定の適用を受ける者にあっては、その者の同日における報酬額に係る標準報酬月額として自治省令で定める額とする。）に四・二を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。）に十二を乗じて得た額を法第百六十一条第二項に規定する標準報酬年額（法第百六十二条第二項の規定により当該標準報酬年額とみなされる額を含む。）とみなし、法第十一章又は施行法第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

- 2 前項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

〔関係条文〕 旧施行規則五の一八（沖縄の立法院議員であった者等の標準報酬月額）

附 則

（平成十五年一月二十九日政令第十七号）（抄）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

(略)

(地方議会議員の退職年金に関する経過措置)

第十三条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十七号）附則第五条の規定を適用する場合において、同条第一号に規定する施行日前の重複期間に一年未満の端数があるときは、当該期間と同条第二号に規定する施行日後の重複期間とを合算した期間（当該合算した期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた期間）から同号に規定する施行日後の重複期間（当該期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた期間）を除いた期間をもって同条第一号に規定する施行日前の重複期間とし、同条第二号に規定する施行日後の重複期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた期間をもって同号に規定する施行日後の重複期間とする。

附 則

(平成十八年十二月八日政令第三百七十五号) (抄)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第七十一条の改正規定及び同条の次に二条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(退職年金等に関する経過措置)

第二条 この政令による改正後の地方公務員等共済組合法施行令（次項において「新令」という。）第六十九条第三項及び第四項並びに次条の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付事由が生じる退職年金について適用する。

2 新令附則第七十五条第三項及び第四項の規定は、施行日以後に給付事由が生じる年金である共済給付金（地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）第百五十八条に規定する共済給付金をいう。）について適用する。

(重複期間に関する読替え)

第三条 在職期間（三十年を超える場合に限る。）のうち重複期間でない期間が

三十年を下回る地方議会議員の退職年金の額についての地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十七号。附則第六条第二項及び第三項において「平成十四年改正法」という。）附則第五条の規定の適用については、同条第一号中「施行日前の重複期間」とあるのは「在職期間のうち重複期間でない期間を三十年から控除した期間（次号において「みなし重複期間」という。）に重複期間に対する施行日前の重複期間の割合を乗じて得た期間」と、「在職期間」とあるのは「三十年」と、同条第二号中「施行日以後の重複期間」とあるのは「みなし重複期間に重複期間 に対する施行日以後の重複期間の割合を乗じて得た期間」と、「在職期間」とあるのは「三十年」とする。

- 2 前項の場合における附則第十四条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第十七号）附則第十三条の規定の適用については、同条中「附則第五条」とあるのは「附則第五条（地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三百七十五号）附則第三条第一項の規定により読み替えて適用 する場合を含む。）」と、「、同条第一号」とあるのは「、同法附則第五条第一号」とする。

（略）

（退職一時金に関する経過措置の特例）

第五条 施行日前に給付事由が生じた退職一時金を受けた者に対する地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十三号。次条において「平成十八年改正法」という。）附則第三条第一項の規定の適用については、同項中「地方議会議員であった期間」とあるのは、「地方議会議員であった期間（退職一時金にあっては、施行日前に給付事由が生じた 退職一時金の基礎となった期間を除く。）」とする。

（政令で定める退職年金の最低保障額）

第六条 平成十八年改正法附則第八条に規定する政令で定める額は、次の表の上欄に掲げる退職年金及び同表の中欄に掲げる地方議会議員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

一 平成十五年四月一日	都道府県の議会の議員	百六十万円
-------------	------------	-------

前に給付事由が生じた退職年金	市（特別区を含む。）の議会の議員	六十万円
	町村の議会の議員	四十万円
二 平成十五年四月一日以後施行日前に給付事由が生じた退職年金	都道府県の議会の議員	百四十四万円
	市（特別区を含む。）の議会の議員	五十四万円
	町村の議会の議員	三十六万円

- 2 平成十五年四月一日前に給付事由が生じた退職年金のうち平成十九年四月分以後の月分の退職年金について平成十四年改正法による改正前の法第六十一条の規定を適用して算定した退職年金の額が、前項の表の一の項の中欄に掲げる地方議会議員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を下回る場合には、平成十八年改正法附則第八条に規定する政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該退職年金の額とする。
- 3 平成十五年四月一日以後施行日前に給付事由が生じた退職年金のうち平成十九年四月分以後の月分の退職年金について平成十八年改正法による改正前の法第六十一条の規定を適用して算定した退職年金の額が、第一項の表の二の項の中欄に掲げる地方議会議員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を下回る場合には、平成十八年改正法附則第八条に規定する政令で定める額は、第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該退職年金の額とする。

附 則

（平成二十年八月二十日政令第二百五十四号）（抄）

（施行期日）

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律〔平成二十年六月法律第六十九号〕（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十年九月一日）から施行する。

（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 改正法の施行の日から平成二十年十二月三十一日までの間における改

正法附則第二条第一項の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（昭和三十一年法律第百五十二号。次項において「新地共済法」という。）第百六十四条の二第一項の規定の適用については、同項中「地方自治法第二百三条に規定する議員報酬（以下「議員報酬」という。）、費用弁償及び期末手当並びに同法第二百三条の二に規定する報酬及び費用弁償」とあるのは、「地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）による改正前の地方自治法第二百三条に規定する報酬、費用弁償及び期末手当」とする。

- 2 平成二十一年における新地共済法第百六十四条の二第一項の規定の適用については、同項中「費用弁償に」とあるのは、「費用弁償並びに地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）による改正前の地方自治法第二百三条に規定する報酬、費用弁償及び期末手当に」とする。

附 則

（平成二十三年五月二十七日法律第百五十一号）（抄）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十三年六月一日から施行する。ただし、次条の規定は、同年九月一日から施行する。

（高額所得による旧退職年金等の支給停止における期間の区分）

第二条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第四条第二項の規定による旧退職年金（改正法附則第二条に規定する旧退職年金をいう。以下同じ。）の支給の停止は、各年の六月（平成二十三年にあつては、九月）から翌年五月までの期間分の旧退職年金について行う。ただし、平成二十三年一月一日から同年五月三十一日までの間に旧退職年金を受けるべき事由が生じた場合における同年九月から平成二十四年五月までの期間分については、この限りでない。

- 2 改正法附則第十二条第二項の規定によりその例によることとされる改正法附則第四条第二項の規定による特例退職年金（改正法附則第十二条第一項に規定する特例退職年金をいう。以下同じ。）の支給の停止は、各年の六月から翌年五月までの期間分の特例退職年金について行う。ただし、特例退職年金を

受けるべき事由が生じた月の翌月から当該事由が生じた月の属する年の翌年五月までの期間分については、この限りでない。

（令和八年度における年金額の改定）

第二条の二 地方議会議員（地方公共団体の議会の議員をいう。以下この項において同じ。）であった者に係る令和八年四月分以後の月分の旧退職年金、改正法附則第八条に規定する旧公務傷病年金（第三項及び第四項において「旧公務傷病年金」という。）及び改正法附則第九条に規定する旧遺族年金（第三項及び第四項において「旧遺族年金」という。）並びに特例退職年金、改正法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金（第三項において「特例公務傷病年金」という。）及び改正法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金（第三項において「特例遺族年金」という。）のうち令和七年五月三十一日以前の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下同じ。）に係る年金の額については、その者が引き続き同年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体（当該地方公共団体が廃置分合により消滅した場合にあっては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体）に地方議会議員として在職していたとしたならば同月分として受けることとなる改正法附則第二十一条に規定する議員報酬額（次項において「議員報酬額」という。）に係る標準報酬月額に十二を乗じて得た額を改正法による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「旧法」という。）第百六十一条第二項に規定する平均標準報酬年額（旧法第百六十二条第二項の規定により当該平均標準報酬年額とみなされる額を含む。）とみなし、旧法第十一章又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。次項において「施行法」という。）第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

- 2 前項の標準報酬月額は、令和七年六月一日において適用されていた改正法附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）の定款で定める標準報酬月額とし、当該標準報酬月額が、前項に規定する者の同項に規定する退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）附則第二条第一項の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十六条第二

項に規定する地方議会議員の報酬の額（以下この項において「報酬額」といい、当該地方公共団体が同日後における廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合にあっては、当該地方公共団体が新たに設置された日以後最初に定められた当該地方公共団体の議員報酬額又は報酬額とし、その額が同月一日において当該地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の報酬額のうち最も多い額を超えるときは、当該最も多い額とする。）に係る存続共済会の定款で定める標準報酬月額（その額が、改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される旧法第一百五十一条第一項第一号に規定する都道府県議会議員存続共済会、同項第二号に規定する市議会議員存続共済会又は同項第三号に規定する町村議会議員存続共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とし、施行法第百四条第二項の規定の適用を受ける者にあっては、その者の同日における報酬額に係る標準報酬月額として総務省令で定める額とする。）に五・二一四を乗じて得た額を超えるときは、その額とする。

- 3 前二項の規定により、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び令和七年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（令和八年政令第七十八号）第一条の規定による改正前の前二項の規定により改定された旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金並びに特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金の額（同条の規定による改正前のこの項の規定の適用を受けたものに限る。）又は特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金のうち令和六年六月一日以後の退職に係る年金の額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもって改定年金額とする。
- 4 改正法附則第二条、第八条又は第九条の規定によりなお従前の例によることとされる地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十七号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金に係る第一項の規定の適用について

は、同項中「改正法による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「旧法」という。）第百六十一条第二項に規定する平均標準報酬年額（旧法第百六十二条第二項の規定により当該平均標準報酬年額」とあるのは「改正法附則第二条、第八条又は第九条の規定によりなお従前の例によることとされる地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十七号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「改正前の共済法」という。）第百六十一条第二項に規定する標準報酬年額（改正前の共済法第百六十二条第二項の規定により当該標準報酬年額」と、「旧法第十一章」とあるのは「改正前の共済法第十一章」とする。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令（以下この条において「旧令」という。）第七十一条の二から第七十二条まで及び附則第三十九条の規定は、改正法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十七条の二、第百七十条の二及び附則第三十六条の規定を適用する場合について、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧令の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十一条の二第一項各号列記以外の部分	市議会議員共済会	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される同法による改正前の法第百五十一条第一項第二号に規定する市議会議員存続共済会（以下「市議会議
---------------------	----------	--

		員存続共済会」という。)
	町村議会議員共済会	同項第三号に規定する町村議会議員存続共済会（以下「町村議会議員存続共済会」という。）
第七十一条 の二第一項 第一号	市議会議員共済会の積立金	市議会議員存続共済会の積立金
	市議会議員共済会の基準積立金額	市議会議員存続共済会の決算の状況を勘案しその額を確保しなければ当該事業年度の市議会議員存続共済会の地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則第二条に規定する旧退職年金、同法附則第五条に規定する旧退職一時金、同法附則第七条第一項に規定する代替退職一時金、同法附則第八条に規定する旧公務傷病年金、同法附則第九条に規定する旧遺族年金及び同法附則第十条に規定する旧遺族一時金（以下「旧共済給付金」という。）並びに同法附則第十二条第一項に規定する特例退職年金、同法附則第十四条第一項に規定する特例退職一時金、同法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金、同法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金及び同法附則第十九条第一項に規定する特例遺族一時金（以下「特例共済給付金」という。）の支給に支障が生じるおそれがある額として総務大臣が定める額（以下「市議会議員存続共

		済会の基準積立金額」という。)
第七十一条 の二第一項 第二号	町村議会議員共済会の 積立金	町村議会議員存続共済会の積立金
	町村議会議員共済会の 基準積立金額	町村議会議員存続共済会の決算の状 況を勘案しその額を確保しなければ 当該事業年度の町村議会議員存続共 済会の旧共済給付金及び特例共済給 付金の支給に支障が生じるおそれ がある額として総務大臣が定める額（以 下「町村議会議員存続共済会の基準積 立金額」という。）
第七十一条 の二第二項	町村議会議員共済会の 基準積立金額	町村議会議員存続共済会の基準積立 金額
	町村議会議員共済会の 積立金	町村議会議員存続共済会の積立金
第七十一条 の二第三項 各号列記以 外の部分	町村議会議員共済会	町村議会議員存続共済会
	市議会議員共済会	市議会議員存続共済会
第七十一条 の二第三項 第一号	町村議会議員共済会の 積立金	町村議会議員存続共済会の積立金
	町村議会議員共済会の 基準積立金額	町村議会議員存続共済会の基準積立 金額
第七十一条 の二第三項 第二号及び 第四項	市議会議員共済会の積 立金	市議会議員存続共済会の積立金
	市議会議員共済会の基 準積立金額	市議会議員存続共済会の基準積立金 額
第七十一条 の三第一項	市議会議員共済会が第 七十一条第一項及び第	市議会議員存続共済会が前条第一項

	二項又は前条第一項	
	収支均衡拠出金又は支給安定化拠出金	支給安定化拠出金
	これらの拠出金	当該支給安定化拠出金
	市議会議員共済会の積立金	市議会議員存続共済会の積立金
	市議会議員共済会の基準積立金額	市議会議員存続共済会の基準積立金額
	市議会議員共済会は	市議会議員存続共済会は
	当該収支均衡拠出金の額又は当該支給安定化拠出金の額（これらの規定により収支均衡拠出金と支給安定化拠出金をともに拠出することとなる場合にあっては、当該収支均衡拠出金の額と当該支給安定化拠出金の額との合計額）	当該支給安定化拠出金の額
	町村議会議員共済会	町村議会議員存続共済会
第七十一条の三第二項	町村議会議員共済会が第七十一条第三項及び第四項又は前条第三項	町村議会議員存続共済会が前条第三項
	収支均衡拠出金又は支給安定化拠出金	支給安定化拠出金
	これらの拠出金	当該支給安定化拠出金
	町村議会議員共済会の積立金	町村議会議員存続共済会の積立金

	町村議会議員共済会の 基準積立金額	町村議会議員存続共済会の基準積立 金額
	町村議会議員共済会は	町村議会議員存続共済会は
	当該収支均衡拠出金の 額又は当該支給安定化 拠出金の額（これらの 規定により収支均衡拠 出金と支給安定化拠出 金をともに拠出するこ ととなる場合にあって は、当該収支均衡拠出 金の額と当該支給安定 化拠出金の額との合計 額）	当該支給安定化拠出金の額
	市議会議員共済会	市議会議員存続共済会
第七十二条 第一号	地方議会議員共済会 （以下「共済会」	地方公務員等共済組合法の一部を改 正する法律附則第二十三条第一項第 三号に規定する存続共済会（以下「存 続共済会」
第七十二条 第二号	地方議会議員	地方議会議員（平成二十三年六月一日 前に地方議会議員であつた期間を有 する者に限る。）
	共済会	存続共済会
第七十二条 第三号	総額並びに掛金及び特 別掛金	総額
	共済会	存続共済会
第七十二条 第四号	共済会	存続共済会
第七十二条	含む	含み、平成二十三年六月一日前に地方

第五号		議会議員であつた期間を有する者に 限る
	共済会	存続共済会
第七十二条 第六号	共済会	存続共済会
第七十二条 第七号	地方議会議員	地方議会議員（平成二十三年六月一日 前に地方議会議員であつた期間を有 する者に限る。）
附則第三十 九条	町村議会議員共済会	町村議会議員存続共済会
	市議会議員共済会	市議会議員存続共済会